新 防 第 6 号 平成 29 年 4 月 5 日

各区自治協議会会長 各位

新潟市防災会議 会長 新潟市長 篠 田 昭 (担当:危機管理防災局防災課)

新潟市防災会議委員の推薦について(依頼)

日ごろ、市政運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では新潟市防災会議を設置しており、区自治協議会から住民代表という位置づけで委員にご就任いただいております。現委員につきましては、平成29年3月31日をもって任期満了となることから、新潟市防災会議委員として、貴自治協議会から1名をご推薦いただきたくご依頼申し上げます(再任も可能です)。

なお、推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙様式 2 により本人の同意を確認のうえ、併せてご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 任期

委嘱の日から平成31年3月31日まで(ただし、自治協議会委員の職にある期間) ※ 委嘱状の交付は省略とし、通知をもってこれに充てます。

2 職務

- ・ 新潟市地域防災計画の作成(見直し)及びその実施を推進すること
- ・ 市長の諮問により防災に関する重要事項を審議すること
- 3 新潟市防災会議の開催予定 平成30年3月に開催する予定です。

4 報酬

「新潟市防災会議」に出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。

5 回答期限

平成 29 年 6 月 23 日 (金) までとさせていただきます。 別紙様式 1・2 に記入押印のうえ郵送でご提出願います。

6 その他

- ・本件とは別に新潟市国民保護計画を審議する「新潟市国民保護協議会委員」がありますが、避難所運営や市民啓発等、新潟市地域防災計画と重複する項目が多くございますので、同一委員の推薦にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・本市では、審議会委員女性率 45 パーセントを目標としていますが、防災会議は 16.2% にとどまっているのが現状であり、可能であれば女性の適任者をご推薦くださいますようお願いいたします。

7 添付資料

- (1) 別紙様式1 新潟市防災会議委員の推薦について(回答)
- (2) 別紙様式2 同意書
- (3) 参考資料 「新潟市防災会議」の概要
- (4) 参考資料 新潟市防災会議委員一覧

新潟市危機管理防災局防災課 岡田担

電 話:025-226-1143 (直通)

FAX: 025 - 224 - 0768

メール: bosai@city.niigata.lg.jp

「新潟市防災会議」の概要

名 称	新潟市防災会議			
目 的	災害対策基本法第 16 条の規定により市町村に設置義務があり、 主な役割は ①地域防災計画の作成(見直し)及びその実施を推進すること ②市長の諮問により防災に関する重要事項を審議すること			
任 期	委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日まで			
委員の役割	新潟市地域防災計画は、災害時の被害想定(人的・物的)をもとに災害発生前の備え(予防)、発災直後に実施すること(応急対策)、そして復旧に向けての取り組み(復旧)が予めまとめられています。 委員の役割は、地域の防災訓練などでの「振返り」や「分析」をもとにこの地域防災計画の見直しにあたり、種々の意見を出していただくことです。 新潟市地域防災計画の構成 第1部総則 新潟市の概要、被害想定 第2部災害予防計画 防災訓練、備蓄、避難計画 第3部災害応急対策計画 避難所運営、災害対策本部、情報伝達 第4部災害復旧計画 被災者援護、施設復旧 第5部公共事業施設防災計画 海上事故、原子力事故災害対策計画等			
委員構成	会長:新潟市長 委員:68人(定数70人) 【主な構成委員】 ○北陸地方整備局 ○海上保安本部 ○気象台 ○新潟県警 ○新潟市消防局 ○新潟市水道局 ○東北電力 ○北陸瓦斯 ○NTT ○JR ○社会福祉協議会 ○報道機関 ○医療関係機関 ○区自治協議会 等			
会議開催 予定等	1 開催予定 年1回程度開催(平成28年度は3月開催) 2 会議時間等 1~2時間程度 3 会議場所 新潟市役所本庁			
報酬等	会議に出席いただいた方を対象に後日、委員報酬をお支払いします。			
連絡先	危機管理防災局防災課 岡田 TEL025-226-1143 Fax025-224-0768			

新潟市防災会議委員一覧

会長 新潟市長 篠田 昭

No	任命根拠	機関名	役職	氏名
1	第1号委員	関東財務局 新潟財務事務所	所長	杉山 和伸
2	第1号委員	北陸信越運輸局	総務部長	松井 道夫
3	第1号委員	北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備 事務所	所長	奥谷 丈
4	第1号委員	東京航空局 新潟空港事務所	所長	若狭 満
5	第1号委員	新潟海上保安部	部長	尾崎 正宏
6	第1号委員	新潟地方気象台	台長	舟崎 淳
7	第1号委員	新潟労働基準監督署	署長	長谷川 文雄
8	第1号委員	北陸地方整備局 新潟国道事務所	所長	大江 真弘
9	第1号委員	北陸地方整備局 信濃川下流河川事務 所	所長	井上 清敬
10	第1号委員	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	所長	石川 俊之
11	第1号委員	北陸農政局新潟県拠点	総括広域監視官	田村 聡文
12	第2号委員	新潟地域振興局	地域整備部長	原山 茂
13	第3号委員	新潟県警察	新潟市警察部長	中村 典義
14	第4号委員	新潟市教育委員会	教育長	前田 秀子
15	第5号委員	新潟市消防局	局長	土田 克行
16	第5号委員	新潟市消防団	団長	藤田 隆
17	第6号委員	新潟市	副市長	古木 岳美
18	第6号委員	新潟市	副市長	木村 勇一
19	第6号委員	新潟市	副市長	高橋 建造
20	第6号委員	新潟市	水道局長	井浦 正弘
21	第6号委員	新潟市	危機管理監	若杉 俊則
22	第7号委員	日本郵便株式会社新潟中央郵便局	局長	浅野 幸平
23	第7号委員	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 新潟支店	支店長	山本 健一
24	第7号委員	日本銀行 新潟支店	次長	津田 忠
25	第7号委員	日本赤十字社 新潟県支部	事務局長	江口 孝雄

No	任命根拠	機関名	役職	氏名
26	第7号委員	日本放送協会 新潟放送局	局長	鈴木 仁
27	第7号委員	東日本高速道路株式会社 新潟支社 新潟管理事務所	新潟管理事務所長	野島 茂明
28	第7号委員	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社	設備部長	中川 昌弥
29	第7号委員	日本通運株式会社 新潟支店	支店長	髙橋 浩
30	第7号委員	東北電力株式会社 新潟営業所	所長	佐藤 一紀
31	第7号委員	亀田郷土地改良区	理事長	山我 森實
32	第7号委員	北陸瓦斯株式会社 新潟支社	取締役支社長	中野 充
33	第7号委員	新潟運輸株式会社	取締役社長	山田 博義
34	第7号委員	新潟交通株式会社	執行役員	斎藤 敏之
35	第7号委員	株式会社 新潟放送	報道制作局次長兼情報センター報道担当部長	大竹 正敏
36	第7号委員	株式会社 新潟総合テレビ	放送企画本部副本部長兼 報道制作部長	小林 淳
37	第7号委員	株式会社 テレビ新潟放送網	報道制作局報道部長	竹野 和治
38	第7号委員	株式会社 新潟テレビ21	報道制作局長	佐藤彰
39	第7号委員	株式会社 エフエムラジオ新潟	取締役放送事業本部長兼 技術部長	古山 洋
40	第7号委員	新潟県民エフエム放送株式会社		柳澤 将雄
41	第7号委員	株式会社 けんと放送	代表取締役社長	逸見 覚
42	第7号委員	株式会社 エフエム新津	取締役総務部長	鈴木 慶一
43	第7号委員	エフエム角田山コミュニティ放送株式 会社	代表取締役	大関 正男
44	第7号委員	株式会社 新潟日報社	編集局次長	東寛
45	第7号委員	公益社団法人 新潟県看護協会	会長	佐藤 たづ子
46	第8号委員	陸上自衛隊第30普通科連隊	副連隊長	花里 圭祐
47	第8号委員	全国農業協同組合連合会新潟県本部	管理部長	清野 裕之
48	第8号委員	一般社団法人 新潟市医師会	会長	藤田 一隆
49	第8号委員	一般社団法人 新潟市歯科医師会	会長	岡田 匠
50	第8号委員	一般社団法人 新潟市薬剤師会	会長	小幡 聡
51	第8号委員	一般社団法人 新潟県銀行協会	常務理事	高木 伸幸
52	第8号委員	新潟商工会議所	副会頭	霜鳥 雅徳

No	任命根拠	機関名	役職	氏名
53	第8号委員	新潟大学危機管理室	教授	田村 圭子
54	第8号委員	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	常務理事	高橋 勝太郎
55	第8号委員	一般社団法人新潟青年会議所	副理事長	長谷川 卓
56	第8号委員	新潟市連合婦人会	会長	金子 和子
57	第8号委員	にいがた女性会議	事務局長	塩沢 啓子
58	第8号委員	新潟市防火連合協議会	婦人防火部長	鈴木 良子
59	第8号委員	特定非営利法人ワーキング・ウィメンズ・アソシエー ション	副理事長	菊野 麻子
60	第8号委員	にいがたGIS協議会	会長	坂井 宏子
61	第8号委員	北区自治協議会	委員	小熊 甚蔵
62	第8号委員	東区自治協議会	委員	五十嵐 初司
63	第8号委員	中央区自治協議会	委員	川崎 ツキ子
64	第8号委員	江南区自治協議会	委員	目黒 勝
65	第8号委員	秋葉区自治協議会	委員	田村 由美子
66	第8号委員	南区自治協議会	委員	小林 誠
67	第8号委員	西区自治協議会	委員	岩脇 正之
68	第8号委員	西蒲区自治協議会	委員	真島 彰夫

(防災会議資料)

平成28年度 新潟市地域防災計画 修正案 主な内容

熊本地震を踏まえた修正

- 避難者に物資を速やかに届ける仕組みづくり
- ② 避難所開設・運営体制の強化
- ❸ 応急仮設住宅建設等候補地リストの作成
- ④ 罹災証明書交付計画の新設

その他の修正

- 6 災害廃棄物処理計画の策定
- 6 避難情報の名称変更
- ☞ 重複部分の統合

❶避難者に物資を速やかに届ける仕組みづくり

概要

災害時に、各方面からの支援物資を避難者に速やかに届けることができるよう、現行の仕組みを見直した。

佐川急便㈱との協定締結(H29.3.13締結)

現 状

輸送協力の協定を県トラック協会など8団体と締結。

締結後

災害時】集積・配送拠点での受け入れ、仕分け、配送等の一連の活動に対して支援が得られる。

平時 】集積・配送拠点の検証や受 援計画策定の際のアドバイ スなどに協力が得られる。



救援物資等の集積・配送拠点の見直し

現在、本市では集積・配送拠点として市内11 箇所を指定している。

フォークリフト等の使用や使用可能なスペース等を考慮し、集積・配送拠点を見直した。

指定解除

新津地域学園 【 秋葉区】

南区役所【南区】

新規指定

うららこすど 【秋葉区】

中央卸売市場 【 江南区】

修正概要 【 地域防災計画 「 第3 部 第1 章 第17 節 輸送計画」】

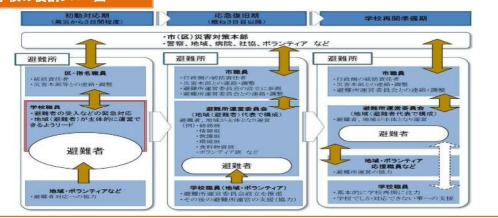
- ・指定公共機関として「佐川急便㈱」を追記
- ・ 集積や仕分け等について、協定業者を中心に行う旨を追記
- ・ 資料編の集積・配送拠点の一覧を修正

②避難所開設・運営体制の強化

概要

初動期の避難所運営への施設管理者の積極的な関与により避難所開設・運営体制を強化した。

区と学校の役割フロー図



修正概要 【 地域防災計画 「 第3 部 第1 章 第3 3 節 文教対策計画 等」】

・【 第3 部第1 章第3 3 節 文教対策計画】に、「 なお、避難所指名職員及び各区本部健康福祉班の参集 前に住民の避難状況等の報告の必要があるときは、学校班が代わって当該本部(各区健康福祉課) に 報告する。」を追加 等

❸応急仮設住宅建設等候補地リストの作成

概要

応急仮設住宅の想定建設戸数や、上下水道、電気、ガスなどのライフラインの整備状況、学校や商業施設へのアクセス、公共交通の状況といった生活の利便性に関する情報などを盛り込んだ、実効性、実用性の高い「応急仮設住宅建設等候補地リスト」を作成した。今後、発災時に備えてリストの更新、管理を行う。

応急仮設住宅建設等候補地リスト





市有地のうち、概ね1,000㎡以上の未利用地や公園、多目的広場などから抽出し、候補地を選定。災害時にはリストから被災状況に応じて候補地を絞り込んで活用する。

【リストの構成】

- 1 土地基本情報(想定建設戸数等)
- 2 周辺環境の状況(交通アクセス等)
- 3 敷地の状況(ライフラインの整備状況等)
- 4 位置図、現場写真等

修正概要 【 地域防災計画 「 第3 部 第1 章 第1 3 節 応急住宅対策計画 」】

・【 第3 部第1 章第13 節 応急住宅対策計画】に「なお、建設候補地については、「応急仮設住 宅建設等候補地リスト」を参考に選定する。」を追加

4 罹災証明書交付計画の新設

概要

災害時に迅速かつ的確な罹災証明書の交付業務を実施するため、第4部災害復旧計画に「罹災証明書交付計画」を新設するとともに、関連する応急対策マニュアルを充実し、被災者の円滑な生活再建支援につなげる。

被災から支援措置の活用までの流れ



修正概要 【 地域防災計画 「 第4 部 第1 節 罹災証明書交付計画 」】

・【 第4 部第1 節 罹災証明書交付計画】を新設 情報収集、実施方針及び実施計画の作成、被害認定調査実施及び罹災証明書交付の周知などについ て記載

6 災害廃棄物処理計画の策定

概要

大規模災害が発生した場合、平常時とは性状の異なる膨大な量の廃棄物を、迅速かつ適正に処理することが必要になる。環境省の災害廃棄物対策指針や新潟市地域防災計画等を踏まえ、平成28年3月に「新潟市災害廃棄物処理計画」を策定した。

また、地域防災計画の廃棄物処理予防計画に記載されていた内容について、トイレやし尿処理に関する記載を【トイレ予防計画】として整理、新たに災害廃棄物処理計画に基づいた計画概要を【廃棄物処理予防計画】として記載内容を一新した。

災害廃棄物処理計画





【計画の構成】

- 1 基本的事項
- 2 災害廃棄物処理対策
- 3 し尿及び一般廃棄物の処理

修正概要 【 地域防災計画 「 第2 部 第2 章 第5 節 廃棄物処理計画 等」】

- ・【 第2 部第2 章第5 節 廃棄物処理予防計画】に、仮置場候補地の選定や、他の地方公共団体等との相互応援協定などについて記載
- ・【 第3 部第1 章第2 1 節 廃棄物処理応急計画】の一部を【 第2 2 節トイレ対策計画】へ移動

⑥避難情報の名称変更

概要

国は、平成28年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号による災害を踏まえ、避難準備情報等の名称を下記のとおり変更した。今後は、本市でも変更後の名称で避難情報を発令することとし、特に避難行動に時間を要する人に対し、早めの避難を開始できるよう周知していく。

選難情報の名称変更 【変更後】 避難準備情報 避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難制告 避難指示 避難指示(緊急)

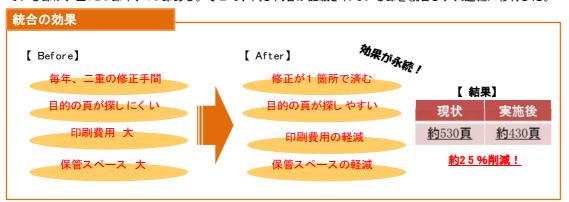
修正概要 【 地域防災計画 「 第3 部 第1 章 第10 節 避難及び避難所計画 等」】

- ・【 第3 部第1 章第10 節 避難及び避難所計画 等】の名称を変更
- ・ 本市からの情報伝達手段である一元化システムや緊急災害情報HP等の改修
- ・ 各区の窓口等で配布している各種ハザードマップ等の訂正 等

7重複部分の統合

概要

新潟市地域防災計画は、各災害共通編と個別災害対策編で構成されているが、ほとんど同じ内容が記載されている節が、全125節中、48節ある。そこで、同じ内容が記載されている節を統合し、共通編に移行した。



修正概要 【 地域防災計画 「 第3 部 第1 章 各節 震災·風水害·津波災害共通応急対策計画」】

・【 第3 部第2 章 震災応急対策計画】の情報収集・伝達計画、消防活動計画など24 節と、【 第3 部 第3 章 風水害応急対策計画】の災害広報・広聴計画、避難及び避難所計画など24 節を【 第3 部第 1 章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画】に統合

新潟市避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画)案について

||. 計画の目的

■全体計画の基本的な考え方

平常時、災害時または災害発生のおそれがある場合において、「自助」「共助」「公助」の連携により災害時からの被害の最小化を目指す「減災」の考え方を基本として、災害発生時に一人でも多くの人命を守る支援体制を整備することを目的として策定

■避難支援の対象者(避難行動要支援者)

高齢で介護や行動に補助を必要とする方や、障がいなどにより自らの力で迅速かつ的確な一連の避難行動が困難で、第三者の支援が必要な方

■避難支援等関係者

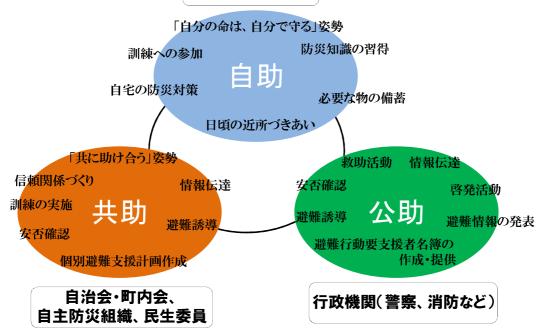
地域の共助として活動する自治会・町内会、自主防災組織のほか、事前の戸別訪問などに携わる民生委員に加え、警察など、避難行動要支援者の避難支援などに関わる関係者

避難行動要支援者名簿として 「全体名簿」及び「同意者名簿」を作成

平時は訓練や個別支援計画策定などで、 有事は避難支援で活用

Ⅱ. 計画の目的(自助・共助・公助の連携)

避難行動要支援者



Ⅲ. 避難行動要支援者名簿

◆全体名簿 市で常備し災害発生時に避難支援等関係者その他に提供

範囲(名簿掲載要件)※生活基盤を自宅としている

- ・高齢者(75歳以上のみ世帯)
- ・要介護者(要介護度3以上)
- ・障がい者(身体障害者手帳1・2級または療育手帳A)
- ·計画策定時点 災害時要援護者名簿登録者
- ・自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方

掲載内容

氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項

個人情報提供の同意

◆同意者名簿 平時より避難支援等関係者に提供

避難支援体制の整備

避難支援体制を整備するため、訓練や個別避難支援計画の策定、平常時からの声掛けや見守りなどにより、地域のつながりや信頼関係の保持

Ⅳ. 避難支援体制の整備

災害時に一人でも多くの命を救うため、避難行動要支援者制度の実効性を向上

(1)制度の周知

- ・あくまでも地域の助け合いの制度であることから、自らの命を守る努力 「自助」が重要であること
- ・避難支援を行う際には、自らの安全を確保したうえで、可能な範囲で活動にあたること

(2)平常時からの取り組みを推進

- ・災害時に有効な支援活動を行うために、誰が支援し、どこに避難させる かなどについて話し合っておくこと
- ・平常時から声掛けや見守りなどにより避難行動要支援者とのつながりを 大切にし、信頼関係を保つことで、状況の変化を把握すること